

那覇市 NPO 活動支援センター インキュベーションスペース募集要綱

1. 目的

那覇市において社会貢献活動に関わる民間非営利の市民活動団体及び個人に、一定期間継続的に活動を行うためのスペースを提供し、市民活動の継続、発展、自立のためのインキュベーションスペースを提供します。

2. 応募資格

- 社会的活動を行う民間非営利団体及び個人
- 一定期間継続的に活動を行うために必要な専用の事務所を有しないもの
- 当センターが募集するインキュベーションスペースの目的を十分理解し、その目的を果たすため、活発な活動を行う団体及び個人。

3. 応募書類

- (1) 使用承認申請書(別記第1号様式)
- (2) 活動拠点の所在地を証明できるもの(法人格を有する申請者にあつては定款等)

4. 応募期間

毎年3月15日～3月25日(郵送・持込可 但し、郵送の場合3月25日必着)

※年度内に入居定数9団体に満たない場合、もしくは、空き予定の場合、随時募集します。

5. 使用承認・通知・手続き

- (1) 使用承認申請書の内容について、那覇市 NPO 活動支援センター条例の規定に基づき、提出書類の内容を審査し、使用に係る承認の可否を決定し、申請者へ通知します。
- (2) インキュベーションスペースの定員を超過した場合、公平性に基づき、申請者全員による抽選とします。
- (3) 使用を承認されたものは、当センターと使用許可書及び使用誓約書の手続きを行います。

6. インキュベーションスペースの概要

- (1) 住所：〒900-0013 那覇市牧志 3-2-10 那覇市ぶんかテンプス館 3階
那覇市 NPO 活動支援センター内
- (2) 規模：インキュベーションスペース 40.0 m² (※フリースペース)
作業ブース (2ブース)
カウンター席 (2席)
コラボレーションテーブル (8席)
ミーティングテーブル (2テーブル)
- (3) 付帯設備：①専用ロッカー (高さ 32cm×幅 36cm×奥行 42cm)
②無線 LAN インターネット回線設備 (1台/1団体のみ接続可)
③ホワイトボード利用 ※要予約
- (4) その他：郵便物の届け先としてセンター内の NPO ポストを使用することができる。
プリンタ・印刷機、センターの備品については一般利用者と同じ条件で利用することができる。

7. 利用期間

- 1 4月1日～翌年3月31日
(入居期間は最短3ヶ月、最長1年間とする。)
- 2 入居定数(10団体)に満たない場合、もしくは、空き予定の場合、随時募集する。
- 3 退居する場合は退居月の1ヶ月前に届け出ること。

8. 利用時間

- 9:30～21:30(※片付け時間も含む)
センターの閉館日は使用不可。(年末年始12月29日から1月3日)

9. 利用料金

- 利用料金: 1ブース 2,500円/月
※専用ロッカーを1ブースとする。
※共益費含む。共益費には電気使用料、ごみ排出料、水道料、ネット通信費を含む。
※夏季期間(6月～11月)はクーラー利用電気代負担分として、別途500円/月。

支払いの方法: 初回を除き、毎月末日までに翌月分の利用料金及び別途クーラー利用電気負担分をセンター窓口にて納める。なお、月の途中で退居する場合は日割り計算とする。

利用預かり金: 入居前に5,000円を納める。備品等の損傷があった場合は、これを修繕に当てるものとする。ただし、修繕費が利用預かり金を超える場合は、入居者がその超過分を負担するものとする。なお、利用預かり金は、貸し出し期間終了時に清算する。

10. 利用団体について

(1) 資格要件

- ・社会的活動を行う民間非営利団体及び個人
- ・一定期間継続的に活動を行うために必要な専用の事務所を有しないもの
- ・当センターが募集するインキュベーションスペースの目的を十分理解し、その目的を果たすため、活発な活動を行う団体であること。
※那覇市NPO活動支援センター条例第8条及び那覇市NPO活動支援センター条例施行規則第3条の規定による。

(2) 利用定員

- ・利用定員を最大9団体(個人)までとする。
- ・利用最大定員を超過した場合、公平を帰する為、募集者全員による抽選とする。
- ・利用定員に満たない場合は随時募集する。
※但し、緊急性のある活動(災害支援対応等)の場合、那覇市及び当センターと協議の上、優先的に当スペースを利用することができる。

11. 利用開始後について

入居者または入居団体は、活動進捗状況の情報公開及び活動報告を定期的にセンターのHPにて公開を行うものとする。

12. 利用にあたってのルール

1. 飲酒、喫煙、火気の使用の禁止、ごみの分別など那覇市ぶんかテンプス館の規則を遵守すること。
2. 当スペースを利用するに当たって、オープンスペースでの共有空間であることを考慮し、他利用者の利用に迷惑にならないように、十分配慮すること。
3. 利用後は、他の利用者に配慮し、退去の際には清掃・整理整頓を心がけ、共有環境に十分配慮すること。また、利用の際に発生したゴミは各自、持ち帰ること。
4. 9：30～21：30までの利用時間を遵守すること。
5. インキュベーション施設をNPO継続維持に関わる業務以外の目的にご使用しないこと。
6. 使用許可者以外の者をインキュベーション施設内に招いて諸設備および諸物品を使用させないこと。
7. インキュベーション施設及びセンターの備品をみだりに所定の場所から移動しないこと。
8. 利用者は、原則1団体（個人）につき、1名の利用とする。1団体につきミーティングテーブルのみ最大同時利用人数を4名までとする。※5名以上の場合は会議室を利用すること。
9. 個室ブースは1団体（1人）3時間以内とする。
10. ミーティングテーブル及び個室ブースの使用の際は、使用前に受付に届けること。
※事前予約も可能。
11. インキュベーションスペース内に飲み物以外の食物を持ち込んだり、外部より出前をとらないこと。
12. インキュベーション施設に次のものを持ち込みしないこと。
 - イ 愛玩の動物、鳥類等
 - ロ 悪臭を発するもの
 - ハ 常識的な量をこえる物品
 - ニ その他、他のご利用者様の安全性を脅かす物件と認められるもの
13. 廊下やテーブル等に所持品を長時間放置しないこと。
14. インキュベーション施設及びセンター内で高声、放歌または喧騒な行為等で、他の利用者に不快感をあたえたり迷惑をかけたりしないこと。
15. インキュベーション施設及びセンター内でとばくや秩序良俗に反する行為をしないこと。
16. 当センターの許可なしに他の施設使用者に広告物を配布したり、物品を販売したりしないこと。
17. 現金、貴金属等の貴重品は、ロッカーに保管しないこと。それ以外の場所での紛失について、那覇市NPO活動支援センターは一切責任を負わないものとする。
18. 那覇市NPO活動支援センターの施設、家具等を破損された場合、相等額の弁償をすること。
19. 利用ルールを守らず、当センターから勧告をうけても改善されない場合、当センターは入居団体を退去させることができる。

13. その他

入居団体又は個人は、当センターの設ける情報交換会に参加し、積極的に意見交換をするものとする。

附 則

本規程は、平成23年5月から施行する。